

【参考】

2024年12月

奨学金支給期間延長の申請基準

申請区分	延長理由	延長許可年限	条件（申請可能な者）等
I	研究 生 等 の 修 士 課 程 入 学 非 正 規 生 → 専 門 職 学 位 課 程 入 学 博 士 課 程 入 学	正規課程の標準修業年限	非正規生の期間が予備教育期間を含めて2年以内で、かつ奨学金支給期間内に進学する者。
II	修 士 課 程 修 了 → 博 士 課 程 入 学 専 門 職 学 位 課 程 修 了	正規課程の標準修業年限	研究留学生として採用された者
II-2 (特別延長)	<u>修 士 課 程 修 了</u> → <u>博 士 課 程 入 学</u> <u>専 門 職 学 位 課 程 修 了</u>	正規課程の標準修業年限	当初、大使館推薦による学部留学生として採用された者、又は大使館推薦による高等専門学校留学生・専修学校留学生として採用され大学の学部編入学（又は高専専攻科入学）の際に奨学金支給期間の延長が認められた者で、修士課程（又は専門職学位課程）進学の際に奨学金支給期間の延長が認められ、現在修士課程（又は専門職学位課程）に国費外国人留学生として在籍している者
III	学 部 卒 業 → 修 士 課 程 入 学 専 門 職 学 位 課 程 入 学	正規課程の標準修業年限	学部留学生として採用された者（医歯薬獣医系学部（6年制）卒業見込みの者を除く）
III-2 (特別延長)	<u>学 部 卒 業</u> → <u>修 士 課 程 入 学</u> <u>高 専 専 攻 科</u> <u>専 門 職 学 位 課 程 入 学</u>	正規課程の標準修業年限	当初、大使館推薦による高等専門学校留学生又は大使館推薦による専修学校留学生として採用され、大学の学部編入学（又は高専専攻科入学）の際に奨学金支給期間の延長が認められ、現在大学の学部（又は高専専攻科）に国費外国人留学生として在籍している者
III	医歯薬獣医系学部（6年制）卒業 → 博士課程入学	正規課程の標準修業年限	
VII	高 専 卒 業 → 学 部 3 年 次 編 入 学 高 専 專 攻 科 入 学	学部卒業又は専攻科修了までの2年間	高専専攻科入学の場合進学先は所属している高専の専攻科に限る。
VIII	専 修 学 校 修 了 → 学 部 3 年 次 編 入 学	学部卒業までの2年間	

※5年一貫制博士課程においては、前期2年を上表「修士課程」として、後期3年を「博士課程」として取り扱うものとする。

※申請区分Ⅱ～VIIIの区分においては、現在在籍している課程を標準修業年限内で修了（又は卒業）できる見込みの者であることとする。

※上記以外の場合の奨学金支給期間の延長申請は不可とする。

※商船学科に在籍している者の延長申請の場合は、文部科学省に要事前相談。

※申請区分Ⅲにおいては、日韓共同理工系学部留学生で学部に在籍する者は対象としない。